論 文

「安全保障」研究と大学の姿勢

兵藤友博*

要旨

小論は、第1に、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」という競争的資金の性格・その背景、第2に、日本の科学技術政策はこれまでどのように展開してきたのか、またその中に「安全保障」概念はどのように持ち込まれてきたのか、これらの政策推進によって学術研究はどのような影響を受けるのか、第3に、この推進制度は民生用の技術を軍事に取り込むデュアルユース政策といえるが、このようなデュアルユース研究開発モデルは当然のことながらこれまでの日本の研究開発モデルと矛盾を引き起こす。こうした状況について欧米主要国の政府研究開発費の実際と比較し検討する。最後に「安全保障技術研究推進制度」への応募状況・採択状況を踏まえ、大学がどのような対応しているのか、またその対応の仕方について考察する。

キーワード

安全保障技術研究,大学,日本学術会議,科学技術政策,研究開発モデル,防衛装備庁,防衛政策

目 次

はじめに

- 1. 「安全保障技術研究推進制度」の性格と背景
 - 1-1. 限りなく軍事研究に近い「推進制度」
 - 1-2. なぜこの時期に「安全保障技術研究推進制度」は公募されたのか
- 2. 「安全保障」概念の導入で日本の学術はどうなるか―科学技術基本計画の変容の 20 有余年
 - 2-1. 原点としての科学技術基本法の目的と方針
 - 2-2.「安全保障」概念と科学技術基本計画
 - 2-3. 重点化・競争化・イノベーション推進の科学技術基本計画と日本の学術の水準
- 3. デュアルユース政策と研究開発モデル・研究資源
 - 3-1. 競争力政策の深化とデュアルユース政策へのシフト
 - 3-2. 研究開発モデルのせめぎ合いと研究開発の予算構造
- 4. 大学等の「安全保障技術研究推進制度」への態度をめぐって
 - 4-1.「安全保障技術研究推進制度」に対する研究機関の概況
 - 4-2. 大学等の軍事研究に対する取り組み・態度について

まとめ

^{*} 立命館大学経営学部 名誉教授

はじめに

防衛装備庁は、2015年度から「安全保障技術研究推進制度」を開始し、2018年で四年度目に入る。当初は総額3億円、翌年度6億円であったが、2017年度にはその18倍の110億円、また2018年度はほぼ同水準の101億円に膨らんだ。3年度に至って急増し、現政権の本来の意図がさらにはっきりしたといえよう。この推進制度は「安全保障」と冠しているが、端的に言えば、後述するように軍事的装いをまとったものである。

なぜこのような性格をもった競争的資金制度、言い換えれば研究政策が、この時期 2010 年代になって登場してきたのか。5 年度おきに策定される、この間の日本の科学技術基本計画をよく調べてみると、その兆候は早くから出ていた。「安全保障」概念が科学技術基本計画に最初に入ったのは、基本計画の第 2 期($2001\sim05$ 年度)で、以来「安全保障」という言葉は期を重ねるごとに次第に多くなってきている。

それにしても科学技術基本計画は 1996 年度以降, 20 有余年になる。当初は、日本を「科学技術創造立国」にしようとの触れ込みで、科学技術関連予算の財政、研究人材、学術研究制度などの研究資源を強化すべく統括してきた。科学技術基本計画の第 1 期(1996-2000 年度)は学術研究インフラの整備等を目指し、第 2 期(2001-2005 年度)では重点分野に力点を置いた競争政策を推進した。しかしながら、早くもこの第 2 期に産業経済に資する出口指向のイノベーション政策をとった。とはいえ最初に登場した概念は「技術革新」概念で、これが言葉通りイノベーション概念になったのは、アメリカのパルミサーノ・レポートを受けて「イノベーション政策」に転じた第 3 期基本計画(2006~10 年度)である。その後、イノベーション政策は、第 4 期には「科学技術イノベーション政策」となって、科学技術はイノベーション政策は、第 4 期には「科学技術イノベーション政策」となって、科学技術はイノベーション政策は、第 6 月「統合イノベーション戦略」が閣議決定されるに到っている。実に、日本の科学・技術政策は基本計画が改まるたびに一層出口志向色を強め、産官学を統合的に推進する政策へと転じた。その意図は科学・技術政策を経済産業政策に取り込んで、「日本経済再興」のための手立てとしようとしているところにある。

このように日本の科学・技術政策は「科学技術創造立国」を目指して始まったが、その展開は「科学技術創造立国」とは裏腹の軌跡をたどり、学術をつかさどる科学・技術政策は後景に追いやれていったのである。その結果、日本の学術の地位は国際的に見て相対的に劣位の位置へと転落してしまい、このことは政府機関でさえ指摘せざるを得ない状況に到っている¹⁾。

日本の学術がこうした事態にあるというのに、「安全保障技術研究推進制度」という軍事的 装いをまとった科学・技術政策を導入した。まことに日本の学術をどういう事態へと追い込ま れるのか、この推進制度について各方面からその推進に危惧されている。2017年3月日本の学術をたばねる内閣府の機構の一つである日本学術会議は「軍事的安全保障研究に関する声明」をまとめ発信した。そして、2018年には全国の主要大学・研究機関を対象にアンケート調査を行ない、軍事的安全保障研究に対しての姿勢、対応を分析した。

この小論では、「新たな軍国主義」を彷彿とさせる軍産官学連携の科学・技術政策が、この間どのように推進されてきたのか、欧米の動向を含め検討する。そしてこのような軍事的安全保障研究は日本の学術研究体制にどういった問題を引き起こすのか、考えたい。

1. 「安全保障技術研究推進制度」の性格と背景

1-1. 限りなく軍事研究に近い「推進制度」

「安全保障技術研究推進制度」は、防衛装備庁のスタッフであるプログラムオフィサーが研究の進捗を管理する、軍事研究という指向性をもった「目的基礎研究」である。つまり、基礎研究とは言っても防衛装備品の開発を目途としている「委託研究制度」で、将来にわたって基礎研究分野にとどまるものではない。しかもその目的は防衛装備品の開発であって、仮想敵国の軍事力に対して際限のない「技術的優位」を掲げる、力の抑止論に立ったものである²⁾。

「推進制度」の公募要領の興味あるべき記述は、2015年度に始まった当初の公募要領にはなかった、2017年度のそれに記載されるようになった「研究成果の公開」で、次のような文脈が赤字で強調され、しかも複数回示されていることである。

「本制度の運営においては、

- ・受託者による研究成果の公表を制限することはありません。
- ・特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはありません。
- ・研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。
- ・プログラムオフィサーが研究内容に介入することはありません。」

防衛装備庁が推進制度の印象を変えるべく新たな対応に出てきたのである。それは、2016年11月の日本学術会議の「安全保障と学術に関する検討委員会」に防衛装備庁のスタッフが説明者として招聘され、委員会の席上、「研究の自由」、「研究成果の公開・発表」、「特定秘密の指定」などが大きな話題となって、防衛装備庁が問いただされた³⁾。これが契機となって、防衛装備庁は同年暮れにこれらの前者3点を公示したのだった⁴⁾。そして防衛装備庁は2017年度公募要領に前記の4点を強調し明示した。そのねらいは、推進制度における研究活動においては研究の自由・公開が阻害されるのではないかという、研究者の疑念が払拭されると考えたからであろう。なお付言すれば、推進制度は応募対象の第一位に大学・研究機関を上げているのだが、大学・研究機関等に所属する研究者が気兼ねなく推進制度に応募できるように、

基礎研究で研究の自由を妨げるようなことはないのだと文章を整備し、大学・研究機関の軍事 アレルギーを解き放ち、「安全保障技術研究推進制度」に参加させようとしたのだった。

このように公募要領は記載しているものの、2017 年 6 月閣議決定の「科学技術イノベーション総合戦略 2017」 $^{5)}$ の「③国家安全保障上の諸課題への対応」における「[B] 重きを置くべき課題」には、「これら科学技術情報は、安全保障を維持していくため、大学や中小企業を含めた研究開発主体等において適切な管理がなされるよう、支援・指導していく必要がある。」と、科学技術情報の管理の支援・指導が謳われている。この記載からすれば前記の推進制度の 4 点がこのまま保証されているとはいえない。

1-2. なぜこの時期に「安全保障技術研究推進制度」は公募されたのか

推進制度登場の背景には、日米安全保障体制を新段階へと転換する戦略的意図が垣間見える。以下、日本の「防衛政策」、すなわち専守防衛にはじまり次第に逸脱していった展開、また「防衛政策」の変転を契機に軍事的研究開発が押し出されていく過程について概略する。

戦後日本の防衛政策は1956年の「国防の基本方針」以降,「防衛力整備計画」が4度にわたって提案されている。当初は「骨幹防衛力」⁶⁾が謳われ、端的には局地戦以下の侵略に対する通常兵器による「専守防衛」の対処であった。その後,1977年度以降は「防衛計画の大綱」にかえられ「基盤的防衛力」⁷⁾の整備を課題とされた。1986年には国防会議にかわる安全保障会議設置法が法制化された。

新たな局面は 1999 年の周辺事態法 (「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」; 2015 年改正) の法制化である。これは周辺地域へと安全保障の対象を拡大させることで、いわゆる冷戦終結後のアジア・太平洋での軍事展開を想定したものと指摘されている。2015 年に集団的自衛権が法整備されたが、その発端はここにあるといえよう。

その後の 2005 年度以降の防衛計画の大綱では、大量破壊兵器の拡散や国際的テロの激化などが書き込まれ、抑止重視から対処重視、国際貢献活動が目標となった。また 2011 年度以降の防衛計画の大綱では、南西諸島への中国進出や北朝鮮の弾道ミサイル、国際テロ等への実効的に対応するための「動的防衛力」⁸⁾ が説かれ、国際貢献の名のもとに海外展開をめざす防衛計画に変わった。

次の転機は、第二次安倍内閣が 2012 年 12 月に成立し、2013 年 2 月の日米首脳会談での集団的自衛権の検討開始と日米防衛協力のための指針(ガイドライン)見直しの確認を経て⁹⁾、その年 12 月 4 日「国家安全保障会議設置法」(翌年 1 月同会議の事務局として「国家安全保障局」発足)が法制化され、そして 12 月 17 日に 2014 年度以降の防衛計画の大綱が閣議決定されたことにある。その大綱で、積極的な安全保障体制と国際平和活動、日米同盟と多国間の相互連携 (EU、NATO、欧州安全保障協力機構 OSCE)、特に英仏との協力強化が書き込まれ、「統合機

動防衛力」¹⁰⁾ が説かれた。こうして 2015 年 9 月の安保法制,すなわち「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」,ならびに「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」等が法制化され,「集団的自衛権」の名のもとに同盟国と連携し海外侵攻を担うことが可能となった¹¹⁾。

また、宇宙システムに対して発生する脅威に対応するために情報を共有し、海洋監視ならびに宇宙システムの能力および抗堪性を強化する宇宙関係の装備・技術(ホステッド・ペイロードを含む。)において協力の機会を追求することが確認されている¹²⁾。

ことに科学技術政策との関連において、上記の「防衛計画大綱」¹³⁾ の「V 防衛力の能力発揮のための基盤」の項において「7研究開発」が特記され、次のように書き込まれたことである。「厳しい財政事情の下、自衛隊の運用に係るニーズに合致した研究開発の優先的な実施を担保するため、研究開発の開始に当たっては、防衛力整備上の優先順位との整合性を確保する。また、新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的優位性を確保し得るよう、最新の科学技術動向、戦闘様相の変化、費用対効果、国際共同研究開発の可能性等も踏まえつつ、中長期的な視点に基づく研究開発を推進する。安全保障の観点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用し得るよう、先端技術等の流出を防ぐための技術管理機能を強化しつつ、大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術(デュアルユース技術)の積極的な活用に努めるとともに、民生分野への防衛技術の展開を図る。以上の取組の目的を達成するための防衛省の研究開発態勢について検討する。」と記された。すなわち、「研究開発」をキーワードとして防衛力の整備について、最新の科学技術情報を踏まえて、民生技術の取り込みを図るために、産官の結集、特に大学との連携が書き込まれたのである。これはかつてない政策提言である。

また,「10 知的基盤の強化」の項において,「国民の安全保障・危機管理に対する理解を促進するため,教育機関等における安全保障教育の推進に取り組む。また,防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を強化するとともに,政府内の他の研究教育機関や国内外の大学,シンクタンク等との教育・研究交流を含む各種連携を推進する。」と記されている。要するに「安全保障」の名の下に,「防衛技術」の「研究開発」ならびに「安全保障教育」を大学・研究機関との連携で推進することを指針として盛り込んだ。

そしてまた,2015年6月「科学技術イノベーション総合戦略2015」¹⁴⁾を閣議決定し,「総合科学技術・イノベーション会議は、科学技術政策とイノベーション政策の一体化に向け、他の司令塔機能(日本経済再生本部、規制改革会議、国家安全保障会議、まち・ひと・しごと創生本部、IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、健康・医療戦略推進本部、

サイバーセキュリティ戦略本部等)との連携や我が国の科学者の代表機関である日本学術会議との連携を強化するとともに、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ、…会議自らが、より主体的に行動していく」(…は筆者による省略、以下同様)と書き込んだ。総合科学技術・イノベーション会議は日本の科学・技術政策を統括する内閣府の機構のことであるが、ここにはかつて日本の「学者の国会」とよばれた、内閣府の機構の一つ「日本学術会議」も含め、国家安全保障会議などの府省連携を強化するとしており、学術界をも巻き込むことを策している。

さらに、2016年5月の閣議決定「科学技術イノベーション総合戦略2016」¹⁵⁾では、「第5期基本計画の社会的課題の一つには『国家安全保障上の諸課題への対応』が位置付けられているため、安全保障関係の技術開発動向を把握し、俯瞰するための体制強化とともに国及び国民の安全・安心を確保するための技術力強化のための研究開発の充実が求められる」とし、安全保障の観点からの「技術力強化」「研究開発の充実」を確認している。しかも防衛省の他府庁との共同も含む安全保障等にかかるミッションが、「総合戦略2015」から始まり、「総合戦略2016」、「総合戦略2017」にかけて増加し、その取組み数は二桁20近くとなっている。ちなみに安全保障の用語の登場も急増している。

なお、日本経済団体連合会も 2015 年 9 月、「防衛産業政策の実行に向けた提言」¹⁶⁾ の中で、「防衛省が関係省庁と連携した研究開発プログラムも重要である。来年 3 月に策定される第 5 期科学技術基本計画の検討においてもデュアルユース(軍事・民生両用)の重要性が指摘されており、政府の科学技術政策において、デュアルユース技術の開発を推進すべきである。…また、基礎研究の中核となる大学との連携を強化すべきである。その際、大学には、情報管理に留意しつつ、安全保障に貢献する研究開発に積極的に取組むことが求められる。本年度から、防衛省が大学等を対象として実施する安全保障技術研究の拡充も必要である。」と記し、歩調を合わせている。

このように府省連携,経済界との連携の下,「安全保障技術研究推進制度」を基軸に,防衛技術の研究開発,防衛産業の拡充を図ろうとしている。これはかつての戦時体制下の国家総動員と同一とはいわないが,それに類似した仕組みの形成で,新たな「軍国主義」づくりが閣議決定の形をとって進められようとしている。

2. 「安全保障」概念の導入で日本の学術はどうなるか 一科学技術基本計画の変容の 20 有余年

「安全保障」概念が日本の科学・技術政策に入り込んできたのかを見る前に,まず科学技術 基本法の法制化とその基本的性格を確認したうえで、科学技術基本法を事実上改編させた、内 閣府設置法改正によって, どのように日本の科学・技術政策は変質させられたかを見ておこう。

2-1. 原点としての科学技術基本法の目的と方針

さて、1995年に法制化された科学技術基本法 ¹⁷⁾ は、次のような「目的」を掲げている。「第一条 この法律は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。」

この文脈は厳密に見ると適正であるとは言い難く、日本の科学・技術政策はそもそもその出立からボタンの掛け違いをしていた。人文科学を除くとしている点に見られるように、自然科学は基本的に位置づけられているが、人文科学を対象外としている。なおいえば、社会科学のカテゴリーはまったく見られず、科学と技術の理解が偏在しているどころか、学術に対する施策は不十分と言わざるをえない。なお、留意すべきは自然科学系の「科学技術」の振興が説かれているからといって自然科学系は問題ないとはいえない。ここでの自然科学系の位置づけは経済社会への貢献であって、「科学技術」は手段化されているのである。

ところで、この偏在した科学技術の理解は、科学技術庁と文部科学省との縦割り行政、その設置に起源を発している。1956年の科学技術庁設置法 ¹⁸⁾ には、その任務として「科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術(人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。)に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。」としている。

そしてまた、1967年6月に旧・文部省に学術審議会が設置されるが、その学術審議会令にはその所轄事項として「学術に関する基本的な施策に関する事項」、他に「科学研究費補助金の配分及びこれによる研究の促進に関する事項」などがあげられている。問題はここで「科学技術」としないで「学術」と称していることである。文部省はその設置法の中で、文部省の権限の第一に「教育、学術及び文化の振興に関し、調査し、及び企画すること」としている。そしてなお、その設置法の定義の中で「『学術』とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究をいう」としている。この学術の定義はバランスがよいといえよう。

なお、設置法の中で学術のワードが登場する所轄事項としては、「学術の振興に関し、企画 し、及び援助と助言を与えること」、「研究者の養成に関し、企画し、及び援助と助言を与える こと」、「日本学術会議その他の学術団体との連絡に関すること」、「政令で定める研究施設にお いて教育、学術又は文化に関する研究を行うこと」、「学術に関する情報資料を収集し、及び保 存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これらの情報を提供する等の便宜を与えること」で、これらは有意なものとはいえる。だが、105か条ある所轄事項のうちの5つに過ぎない。 所轄事項の多くは教育とその制度、文化・文化財などに関することである。

まことに前記の定義に書かれている「『学術』とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの 応用の研究をいう」としてはいるが、実態的にはバランスよく施策されてはいなかった。とい うのも、この定義は 9 つある定義のうちの後ろの方の 8 番目に登場するもので、法令上その 重みは相対的に小さいものだったといえよう。

さて、科学技術基本法の「科学技術の振興に関する方針」として次のように掲げられている。「第二条 科学技術の振興は、科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、研究者及び技術者(以下「研究者等」という。)の創造性が十分に発揮されることを旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、積極的に行われなければならない。

2 科学技術の振興に当たっては、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展並びに国の試験研究機関、大学(大学院を含む。以下同じ。)、民間等の有機的な連携について配慮されなければならず、また、自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない。」

この記載事項は、「科学技術の振興」を主語として自然科学が主体なのだとしている点は、 前述の「目的」の路線を引き継いでいる点は変わらず、問題はあるけれども、人類社会の将来 の発展とか人類にとっての知的資産とか、あるいは広範な分野の調和のとれた研究開発や、研 究機関の有機的な連携、自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが指摘されている点は評 価できる。

1995年に法制化されたこの科学技術基本法は自然科学に偏って始まったのだが、このボタンの掛け違いはそれを踏み越えて、さらに当初の精神と裏腹のものへと転じた。2014年4月、内閣府設置法が改正され、基本法の目的・方針は下位にあたる法律によって実質的に変更された。すなわち、26条の一と二にかかる事務が文部科学省から内閣府に移管され、指揮系統も変更となった。そして、条項四にイノベーションが書き込まれ、会議体の名称もイノベーションが表に出て「総合科学技術イノベーション会議」となり、科学・技術政策というよりは産業経済政策としてのイノベーションの推進が謳われ、大きな変動を被ることになった19)。

なぜこのように内閣府主導の中央主権的な統括になったのか。その意図は「日本再興戦略— JAPAN is BACK —」(2013年6月) $^{20)}$ に示されている。「近年,研究開発の成果が円滑に実用化につながらず,これまで優位を誇ってきた日本のものづくり産業が新興国との競争で苦戦するなど,「技術で勝ってビジネスで負け」,さらに一部では「技術でも負ける」状況になってい

る」と危機感を書き込み、その解決策として《科学技術創造立国》の「復活」との認識を示した。そして「「総合科学技術会議」の司令塔機能を強化し、…戦略分野に政策資源を集中投入する。政府の研究開発成果を最大化するため、大学や研究開発法人において科学技術イノベーションに適した環境を創出するとともに、出口志向の研究開発と制度改革を合わせて大胆に推進し、実用化・事業化できる体制を整備する。」こととしたのである。

翌年2月経団連は「総合科学技術会議の司令塔機能強化に関する提言」²¹⁾で、「内閣府が独自予算を確保し、予算権限を強化することが不可欠であり、…内閣府が一元的に予算を要求し、計上する仕組みとすべき」と後押しし、内閣府設置法は改正の運びとなった。

なお、2018年末、政府は研究開発力強化法「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」を改めることになった。これはイノベーション創出の活性化を、大学等に対して産官学連携を通じて「お国のため」の産業経済にさらなる貢献を求めようとするものであることを付記しておく。

2-2. 「安全保障」概念と科学技術基本計画

科学技術基本法の旅立ち、その後の展開は、前述のようなものであった。まことに 1996 年以降、科学技術基本計画は 5 年度ごとに策定され、今日第 5 期を数えるにいたっている。だが、基本計画の軌跡は先述のように期を重ねるごとに当初の理念からも次第に乖離していった。特にイノベーション政策が導入されたことはその大きな転機で一つであるが、「安全保障」概念が導入されて、産業経済の振興に加えて、国の安全保障に役立つ科学技術がピックアップされる、いいかえればそういった出口指向のシーズをサポートする科学・技術政策となった。

イノベーション政策の問題は他にゆずるとして、ここでは「安全保障」概念がどのような形で入ってきたのか、その変容を追跡し、ついには国家安全保障が強調され、国家のための科学技術(「お国のため」)かつ軍事的研究への奉仕が主たる課題となった、ここに至る過程について分析することにする。

さて、科学技術基本計画(閣議決定)には、第2期以降食料安全保障、エネルギー安全保障、国の安全保障として登場し、その含意は一意的ではないものの、その用語登場の頻度は増加し、第4期、第5期基本計画にあっては「国家安全保障」なる用語が登場した²²⁾。「国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する」。この場合の安全保障は「海洋、宇宙空間、サイバー空間に関するリスクへの対応、国際テロ・災害対策等技術が貢献し得る分野を含む、我が国の安全保障の確保」と書かれている。海洋も宇宙も、サイバーも軍事的色彩を否めない領域で、大学の研究者を含む科学者が携わることになる。

ちなみに、2007年成立した海洋基本法には安全保障の用語はないが、2008年成立の宇宙基

本法には「国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行われなければならない」とある。また 2012 年に成立した改正・原子力基本法にも「安全保障に資する」と書き込まれている。

2-3. 重点化・競争化・イノベーション推進の科学技術基本計画と日本の学術の水準

先にも触れたが、科学技術基本計画の第1期は研究インフラの整備やポストドクター等1万人支援計画などが主要な課題で、第2期は重点分野の設定と技術革新が課題となり、第3期はイノベーション政策が導入された。第4期は課題解決型の出口指向の科学技術イノベーション政策が説かれた。この間日本の学術は重点化・競争化・イノベーションの推進で、研究環境の格差社会構造は激しくなるばかりであったといえよう。

平成の 25 年間, 1988 年から 2013 年までの科学技術振興費(総合科学技術会議の方針に沿って科学技術の振興に必要な重要事項の総合推進調整を行う,政府誘導効果が高いものに充てられる経費)の総額は,当初は 4,000 億円台,科学技術基本計画が始まった平成 8 (1996) 年度は 7,500 億円相当,第 2 期が始まった平成 13 (2001) 年度には 11,000 億円を超えて,第 3 期以降の平成 18 (2006) 年度あたりからは 13,000 億円台で推移している 23)。

表 1 日本の科学技術振興費の推移

年 度	1990	1992	1994	1996	1998	2000	2002	2004	2006
単位:億円	4,755	5,478	6,364	7,588	8,907	10,183	11,774	12,841	13,312
年 度	2008	2010	2012	2014	2016				
単位:億円	13,628	13,334	13,806	13,372	12,929				

出典:各年度の数値は、1990-2012年度:財務省「科学技術予算に係る分野別予算の実態調査」; http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2013/sy2507/17.pdf(2018年12月5日閲覧)、2014年度:当初予算; http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg2/270828/shiryou2-2.pdf(2018年12月5日閲覧)、2016年度:当初予算; http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihui022/sanko1-1.pdf(2018年12月5日閲覧)のデータに基づき表作成。

科学技術関係の振興費は、額でいえば 3 倍化したのだから日本の学術の水準も高くなったと思われるが、現状の日本の学術水準は、冒頭で指摘したように、国際的に見て相対的に厳しい事態にある。というのは、世界の主要国の科学技術関係予算は 21 世紀に入って増加、注力しているからである。また、主要国の大学部門の研究開発費の推移について見ると、各国とも、ことに米国、中国、ドイツの大学等の研究費は増加している。しかしながら、日本のそれは $2007\sim09$ 年に減少もしくは停滞傾向にあり、2014 年再び減少に転じている 240。

科学技術基本法法制化後,科学技術基本計画は,第2期以降の重点化,出口指向のイノベーション政策等の競争力政策がとられた。なぜ前述のような事態を招いたのかといえば,このような政策が影響してのことと推察される。それにもかかわらず,さらに経費を無駄に使いかねない「軍事的安全保障技術」研究へと傾斜せんとすれば、学術の水準を示す指標は一層厳しい

事態を迎えかねないであろう。

3. デュアルユース政策と研究開発モデル・研究資源

この章では、競争力政策の深化、主要国の研究資源、とくに資金政策との関連で研究開発に おいてどのようなモデルにあるのか、そしてなお、科学・技術政策は畢竟どのような道をたど ることになったのかについて考察する。

3-1. 競争力政策の深化とデュアルユース政策へのシフト

今日につながる「世界的競争」としての競争力政策は、米国のヤング・レポート「世界的競争一新しい現実」(1985年)、イノベーション政策はパルミサーノ・レポート(2004年)に由来する。

ヤング・レポートが注目した点は、日本のプロセス・イノベーションによるキャッチアップと先進国間の貿易摩擦、その矛盾を解消しようとした現地生産と政策的調整としての数値目標(市場シェア)の設定に象徴される。そして1990年代後半の「知識基盤経済」を背景とした、日本における科学技術基本法(1995年)ならびに大学等技術移転促進法(1998年)の法制化は、プロダクト・イノベーション政策への転回を策すものである。

先に示したパルミサーノ・レポートに象徴される点は、中国の「開放経済」に代表されるアジアを中心とした新興国市場の台頭を契機としている。もちろん、これらの市場に先進国企業も相次いで進出したのだが、これらの市場はボリュームゾーン商品市場とも評され、先進国間の世界的競争を越えて、新興国を含む世界的競争を激化させ、先進国の地位を脅かしかねないものともいえよう。この点で興味深いことは、韓国の科学技術基本法には「国家競争力」が明示され、「科学技術の革新が国家発展の中枢的な役割を遂行する」と国家に資することが謳われている。このような科学技術の革新を謳う競争力政策は先進国のみならず新興国を含め、広く競争政策の競合化が顕示的なものとなり、やがてイノベーションを掲げた国家競争力が重視されるようになった。

ところで、この間の日本政府の競争力政策は、産業経済に資することを最大目的としたイノベーション政策の導入、すなわち重点分野に研究開発予算を配分する実用化指向が強まった。いうならば、民間企業はリスク性の高い研究開発分野を、公的資金と大学等のシーズに依存し、リスクを回避する。加えて短期的な出口を求める結果、基礎研究が目的基礎研究へとシフトし、また限られた競争的資金の獲得競争、職務の忙殺や任期制スタッフへの依存等で研究環境の格差社会構造を蔓延させた。その結果、重層的で厚みのある創造的な研究環境の確保は遠ざかった。

しかも、科学技術基本計画は、研究人材・資源・基盤整備を図るものであったけれども、グローバル競争の進行は、製造業の生産拠点の空洞化を進め、その一方でさらなる生産の効率化、非正規雇用等を推し進め、現状は科学技術指標における相対的低下もさることながら、産業経済本体の軋み(欠陥商品、品質検査の不正、財務の不祥事等)も散見されるに到っている。

この間の科学・技術政策のもう一つの特徴は、安全保障政策が採られたことだ。先に触れたように、防衛装備庁は2015年来、「安全保障技術研究推進制度」の公募を行い、デュアルユース政策の名の下に大学等の軍事的科学・技術開発を公然化させた。とはいえ、このような非生産的な軍事科学・技術開発に研究資源を注ぐことは、科学・技術力そのものの一層の劣化を招くだけでなく、世界の軍事的緊張・対立を煽り、場合によっては人命の殺戮や住生活環境、自然環境の破壊を招く事態となれば、人類の平和と福祉のためという本来の科学・技術開発の目的を見失うことになろう。

ときにデュアルユース技術を言葉通りに軍民両用であるとする理解もあるが、デュアルユース技術とは単純な両用技術ではなく、民生用の技術を軍事に転用しようとする政策的意図をもったものであることに留意する必要がある。現状の「安全保障技術研究推進制度」でいわれているところは、研究領域は基礎研究、その技術的内容自体は直接的な軍事技術ではなく特段に民生用のものと変わらないのだからといった、単純な議論が囁かれる。けれども、ここで考慮すべきは、研究内容はどのような方向付けをとっているのか、また研究組織はどのようなもので、どのような運営・管理統制が行われるのか、さらにはその資金の枠組みはどのような性格をもっているのか。科学・技術は研究内容の学術的部面だけでなく、社会的部面からも規定されており、それらの本制度で展開される研究活動の社会的形態がどのようなものになっているのか、注視する必要がある。

なおまた、留意すべきことは、今日の軍備は、表向き軍事技術とはみえない高度化 (IT 化、システム化等) が欠かせず、これらとの連携なしに成立しない。その点で、今日の軍備は民生用技術が欠かせないといってよい。

そうした実例として、2011年のDARPA (国防総省の研究機能もそなえた国防高等研究計画局) の「戦略計画における重点分野」を以下に示す²⁵⁾。そこに挙げられている戦略目標は、「グローバル情報・監視・偵察」、宇宙空間での「適応型製造」、ネットワーク化した高度な有人無人システムとしての「適応型インターフェース」、強靭・安全な自己組織型ネットワークの発展としての「医療・人的システム」、捕捉し難い地上目標の探知・識別・追跡・破壊を可能とする「サイバーと動力学」、地下構造の探知・割り出し・評価を実現する「新しい軍隊」、加えて中核技術として挙げられているのは、「材料」、「マイクロシステム」、「エレクトロニクスとフォトニクス」、「量子」、「宇宙」、「エネルギー」、「位置調整・ナビゲーション・同期」である。これらは直接的軍事兵器というよりは高度な支援システム技術というべきものである。

言うならば、こうした戦略目標を実現すべく、民生の軍事へのスピンオンの常態化、その一般化、しかも経済のグローバル化の下で研究開発の国境を超えたスピンオン、ボーダーレス化が進行している。

DARPA を中心とした米国の研究資金の提供はそのことを物語っている。DARPA の 2013 年の資金配分先によれば、DARPA の研究開発費の総額は 28.17 憶ドルで、そのうち 7.8% を内部資金とし、産業界に 64.8%、大学等に 23.0%、外国に 0.9% である。特徴としては、内部資金として残す割合が他の省庁と比して少なく、デュアルユース政策としての民生技術の取り込みを図っていることを示している。DARPA ほどではないが、国防総省の内部資金利用は 33.1% で、他の省庁、例えば農務省の内部資金利用 64.8%、商務省の 56.9% に比して、相対的に見て外部資金提供が多く、産業界・大学等の民生技術の取り込みを図っている点で類似している。なお DARPA の外国への資金提供は総額の 0.87%(国防総省のそれは 0.38% で比率的には 2 倍超)で、比率としては小さいが、国境を超えて取り込みを図っている 260。

ところで、こうした事態への傾斜の転機は、湾岸戦争、 $9\cdot11$ テロ、イラク戦争、難民と IS、東北アジアの緊張、etc. に見られるように、軍事的・政治的「国際的対立」の下で、米国 以外でも「国家安全保障」概念が研究開発政策に導入され、デュアルユース政策がとられるようになったことにある。軍事力にものを言わせて他国を圧しで世界的覇権を握るべく、また国家安全保障と称して、その技術基盤を支えるものとして民生用の高度な科学・技術力の取り込みが図られるようになったのである。この点で注目すべきは、実に 2000 年以降の米国の国防費の規模は、近年の中国の伸びも大きいけれども、 $6,000 \sim 7,000$ 億ドルで他の国々を圧倒的に引き離し、 $1980 \sim 90$ 年代の国防費と比較すると倍増している 270。

先に DARPA の資金提供先についてみたが、DARPA 自体の研究開発費は日本円に換算して 3,000 億円程度であるが、国防総省の研究開発予算は米国政府全体の半分を占め (3 – 2 の項を 参照されたい)、端的に軍事優先の研究開発を進めている。

これに対して 2017 年度の防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」の額は 110 億円(前年比 18 倍化)である。この額は米国の規模に比すればかなり少額であるけれども、その急増が問題視されている。というのは、推進制度は、先にも指摘したように基本的に民間企業よりも大学等が特に対象とされていること、また将来的にさらに増額される可能性もある。そうした狙いの今後の展開は、軍事的安全保障技術研究の公的な研究資金の出処が他の省庁へと転じる可能性もある。そうなれば、日本の大学等の研究機関、またそこに所属する研究者の意識・あり方をこれまでと異なったものにする可能性もある。

ちなみに 2017 年度の応募数は、民間企業と公的研究機関が増え、大学は増額の割には変わらなかった。留意すべき点は、防衛装備庁は採択された課題について、研究代表者を民間企業や公的研究機関として、その研究課題の分担機関として大学を位置づけて構成している。その

プロジェクトの編成の仕方は、このようなスタイルで大学を取り込むことで、活用できるシーズを軍事に利用しようとするものである。これは軍産官主導で大学を誘導する、今後の軍産官 学連携の標準的なスタイルの一つとなる可能性が高い。

3-2. 研究開発モデルのせめぎ合いと研究開発の予算構造

ところで、政府支援の研究開発、すなわち政府の予算構造から見て、軍事的研究開発はどうなっているのか。言い換えれば、研究資源としての研究費の出処、政府の予算構造を踏まえて、日本ないしは欧米の研究開発モデルはどうなっているのか、検討する。

日本の科学・技術関連の予算構造は、端的に言えば、文部科学省がその過半を占め、その裏返しともいえるけれども、日本の防衛省の研究開発費は国防総省が半分程度を占める米国のような規模はなく、明らかに異なっている。

表 2 2017 年度概算要求における科学技術関係予算(単位:億円)

省庁	国会	内閣官房	復興庁	内閣府	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省
一般会計	11	717	_	897	23	686	30	69	13
うち科学 技術振興費	11	_	_	689	23	491	_	_	9
特別会計	_	_	195	_	_	_	_	_	_
計	11	717	195	897	23	686	30	69	13
省庁	文科省	厚労省	農水省	経産?	首 [国交省	環境省	防衛省	計
一般会計	24,088	1,199	1,052	1,48	31	509	364	1,251	32,391
うち科学 技術振興費	10,041	796	1,023	3 1,10	04	303	277	_	14,768
特別会計	1,412	31	_	5,22	24	6	487	_	7,355
計	25,501	1,230	1,052	6,70)5	515	851	1,251	39,746

出典: 内閣府,「科学技術関係予算 平成 29 年度概算要求及び 平成 28 年度補正予算について」; https://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihui022/sanko1-1.pdf (2018 年 12 月 5 日閲覧) のデータに基づき表作成。

下記のように米国の国防総省の研究開発費は全省庁のそれの 50% 超を占め、国立科学財団のそれは 4% 程度、教育省に至っては 0.3% に過ぎない。これに対して日本の文部科学省の科学技術関係予算は全省庁のそれの 65% を占め、防衛省のそれは 3.5% である。日米の予算構造は、両者の予算枠組みのカテゴリーは多少異なるが、正反対ともいうべき状況にある。この予算構造の突出具合からすれば、米国は軍事国家というべきでもので、日本は民生中心の予算構造である。

このような予算構造の中で,防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」による軍事研究が 推進されようとしている。目下の状況は,戦後日本が保持してきた憲法九条に基づく民生型研 究開発モデルと,世界の覇権を握り続けようとする軍事優先のデュアルユース型研究開発モデ

表 3	2011 年の米国の各省庁の研究開発費	単位:億ドル	割合:%
-----	---------------------	--------	------

省庁	国防総省 DOD	保健福祉省 HHS	î エネルギー雀 DOE	新空宇 NAS		科学財団 NSF	農務省 USDA	商務省 DOC
R & D 合計	655.3	326.3	99.9	58.9	9	51	25.8	14.2
内部向け	189.8	60.9	8.4	9.0	6	0.3	16.3	10.9
内部向け割合	29	18.7	8.4	16.3	3	0.5	63.2	76.8
外部向け	465.7	265.4	91.4	49.5	2	50.8	9.5	3.3
外部向け割合	71.1	81.3	91.5	83.	5	99.6	36.8	23.2
省庁	運輸省 DOT	内務省 国 DOI	土安全保障省 退 DHS	役軍人省 ⁵ VA	環境保護庁 EPA	教育省 ED	その他	計
R & D 合計	9.4	7.3	7.1	5.9	5.3	4	7.6	1,277.9
内部向け	2.7	6.5	2.6	5.9	4.2	0.2	4.2	322.2
内部向け割合	28.7	89	36.6	100	79.2	5	55.3	25.2
外部向け	6.6	0.8	4.5	0	1	3.9	3.7	955.7
外部向け割合	70.2	11	63.4	0	18.9	97.5	48.7	74.8

出典:独立行政法人科学技術振興機構・研究開発戦略センター「G - TEC 報告書 主要国のファンディング・システム」; https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2012/CR/CRDS-FY2012-CR-01.pdf(2017 年 7 月 24 日閲覧)のデータに基づき表作成。

ル, すなわち集団的自衛権に象徴される日米連携モデルとの両者とのせめぎ合いが始まっているといえよう。

ところで、欧州の NATO 加盟国はどのような状況にあるのか。イギリスの防衛関連の研究開発費の枠は幾分大きいものの 17.2%、ドイツに至っては 5%で、明らかにアメリカの規模とは異なる。米国情報が日常的に多い日本から見ると、米国がグローバル・スタンダードのように見えるが、実際はそうではなく、米国が特異な状況にあるのであって、名実と共に超軍事大国なのである。NATO 加盟国の英独は、米国のような研究費のファインディングのような状況にはない。それにもかかわらず、日本政府は「安全保障技術研究推進制度」を導入して、全く異なったファンディング・システムのアメリカに倣おうというのであろうか。

表 4 イギリスの社会的・経済的目的別の政府研究開発費の割合(2014年)

目的別	知識增 (大学資		知識増 (大学資金		地球探查• 地球利用	•	宙探査・ 宇宙利用	2 - 1 - 1 - 1	・社会的 テム他	
割合%	23.4	1	11.9		3.6		3.2	:	2.9	
目的別	文化・ 宗教他	教育	工業生産・ 技術	輸送,電気 通信他	エネルギー	農業	保健	環境	防衛	
割合%	1.1	0.3	3.5	4	2.5	3.4	23	2.4	17.2	

出典: OECD, Government budget appropriations or outlays for RD のデータに基づく科学技術振興機構・研究開発戦略センター「研究開発の俯瞰報告書 主要国の研究開発戦略 (2017 年)」を参考に表作成; https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2016/FR/CRDS-FY2016-FR-07.pdf (2018 年 12 月 5 日閲覧)。

表 5	ドイツの社会的・	経済的目的別の政府研究開発費の割合	(2016 年度)
-----	----------	-------------------	-----------

目的別	高等教育機関・ 研究機関	大型基礎研究	地球計画と 都市開発	航空・宇宙	教育における イノベーション	人文・ 社会科学	生產技術
割合%	4	8	1	10	3	7	1
目的別	イノベーション と条件改善	バイオ エコノミー	エネルギー	交通・車両	ICT	光学技術	ナノテク・ 素材
割合%	3	2	8	2	6	1	4
目的別	中小企業の イノベーション	労働環境	環境	農業・消費者 保護等	健康・ ヘルスケア	セキュリティ	防衛
割合%	7	1	8	5	14	1	5

出典:BMBF (Federal Report on Research and Innovation 2016) のデータに基づく科学技術振興機構・研究開発戦略センター「研究開発の俯瞰報告書 主要国の研究開発戦略 (2017年)」を参考に表作成;https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2016/FR/CRDS-FY2016-FR-07.pdf (2018年12月5日閲覧)。

新聞報道では、日本学術会議の 1950 年と 67 年の声明は「当時は『過剰反応だ』と内部で 反発もあった」(毎日新聞 2016.5.21) ²⁸⁾ との意見もあったけれども、今次の声明は「浮世離れ」(産経ニュース 2017.4.14) ²⁹⁾ と評する向きもある。この批評は、「自衛」と称して戦争に訴えて 自己の利益・保全を図る、言い換えれば軍事力による威圧や攻略もあってもよいとする、軍事 優先の意が見て取れる。周知のように、戦時色一辺倒の 20 世紀前半期の末路は、住環境・国土の破壊どころか、おびただしい人命の殺戮を含む破滅的な国の姿であった。

実に前世期の遺物とも言うべき、覇権主義、力による抑止論から脱却し、研究開発の望ましい健全なあり方を希求すべきであろう。現代の科学・技術をどう方向づけるのかが問われている。

4. 大学等の「安全保障技術研究推進制度」への態度をめぐって

これまでに見てきたように、当初は日本の科学・技術政策は 1995 年の科学技術基本法を法制化し、政府のバックアップを「科学技術創造立国」へと後押しする、新しいステージに入ったかに見えた。しかしながら、その実は科学・技術を創造的なものにするというよりは、科学・技術を国の競争力を強化するものとして位置づけ、第3期基本計画からは、経済のグローバル化の中で科学・技術を産業振興の出口志向を強めたイノベーション政策がとられた。

さらに、国際的な政治的緊張・軍事的対立を背景として、「国家安全保障」の名の下にデュアルユース政策がとられ、軍事研究を基軸とする「米国型研究開発への傾斜」へと展開しつつある。その象徴的な政策が「安全保障技術研究推進制度」であり、現段階は国のため、産業振興のため、安全保障のためという、科学・技術政策は三重の意味合い、つまり大学等の研究機関は三重の課題を背負わされ、これらの「社会的貢献」こそ任務だとされようとしている。し

かしながら、大学が本来果たすべき本来の任務、すなわち学術研究と学生教育という二つの課題の遂行が難しい状況を迎えているのだけれども、こうした事態を大学等はどう受けとめようとしているのか、小論で問題としている「軍事的安全保障研究」すなわち軍事研究への大学等の対応をいくつかのタイプに分けて検討する。

なお、この章のタイトルにある「大学等」というのは、学術組織としては公的研究機関、学協会もあるけれども、主に大学を指している。

4-1.「安全保障技術研究推進制度」に対する研究機関の概況

まず「安全保障技術研究推進制度」の応募・採択の全体の概況について、暫定的な数値 (2017年7月時点)であるけれども下記に示す。マスコミ等の調査によって判明しているところによれば、全国の大学等 80 校(ないしは機関)のうち「応募を認める」9、「応募を認めない」 35、「審査による」16、「未定」21 である。全国の国・公・私立大学数はおよそ 650 校、国立研究機関 28 機関であることを考えると 1 割にも満たないけれども、判明しているところでは 4 割強が認めないとしているが、審査によるというケースバイケースが 2 割、ならびに認めるというのが 1 割強、また態度未定で様子見をしているところが 3 割弱で、事態は拮抗しているようにも見える。とはいえ、実際に応募する大学は限定的で増えていない。そのことはこの間の 4 年度にわたる応募状況・採択件数からも見て取れる。

表 6 応募機関数

	大	学	公的研	究機関	企	業	合	計
年度	大規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模
2018	0	12	3	9	16	33	19	54
2017	1	21	5	22	12	43	18	86
2016		23		11			10	44
2015		58		22			29	109

表 7 採択機関数

	大	学	公的研	究機関	企	業	合	計
年度	大規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模
2018	2	4	5	6	11	8	18	18
2017	0	5	6	6	8	5	14	16
2016		5		2		3		10
2015		4		3		2		9

出典:防衛装備庁; http://www.mod.go.jp/atla/funding/kadai.html (2018.10.26 閲覧) のデータに基づき表作成。大規模は大規模研究課題, 小規模は小規模研究課題のことで, それぞれの研究課題の件数から機関数を積算した。なお,後者は 2 種タイプがあるが合わせた機関数とした。なお,2017,2018 年度の大規模タイプ S は最大 S か年度で最大 S 0 億円,小規模 S 9 タイプと S 2 タイプは最大 S 3 か年度で前者は年間あたり最大 S 3000 万円、後者は S 1300 万円である。S 2016 年度は年間あたり S 3000 万円と S 1000 万円の二つのタイプ,S 2015 年度は年間あたり最大 S 3000 万円である。

前記の表の数値は、大学等についていえば、採択件数はほとんど変わらず採択校は固定しており、顕著なのは、大学等の応募件数が初年度に比して減少したことである。これに対して、3年度目の2017年度は大型の研究費が公募されたことから公的研究機関、とくに企業の応募・採択件数が増えている。

これらの傾向は、次節で見るように、意外と大学等においては積極的に応募する状況にはないことがその前提にあるように見受けられる。また、巷間の研究者などによる様々な運動的取り組みもあるが、ことにこの間の日本学術会議の取り組みが功を奏しているとも考えられる。日本学術会議は、日本の学術研究体制の要ともいうべきアカデミーであるが、「安全保障技術研究推進制度」が施行された 2015 年のほぼ同時期に議論を開始し、その後 2016 年 5 月に「安全保障と学術に関する検討委員会」を設置し、推進制度の問題について継続的に審議し、2017 年 3 月に日本学術会議声明を発信している。

4-2. 大学等の軍事研究に対する取り組み・態度について

その後、日本学術会議の科学者委員会がそのフォローアップとして、2018年2-3月にアンケート調査を行い、その結果を2018年4月3日に発表した。調査対象は科研費交付金額の多い上位150位までの大学・研究機関を含む183機関で、そのうち135機関(国公立大学99校のうち85校、私立大学44校のうち31校、国立研究開発法人・民間の独立の研究機関40機関のうち19機関;国立大学と国立研究開発法人はすべての機関)から回答(回収率73.8%)を得た。国立研究開発法人等の回答は過半に満たず、一面で組織のあり方を問う調査への消極性が窺える。

上記調査によれば、学術会議声明を受けて各大学や研究機関は、「執行部で審議や報告をした」「理事会や評議会で行った」「検討組織を設置した」などの対応をしており、「とくに対応していない」は 29.6% であった。興味ある結果として、「とくに対応していない」と回答した機関は、国公立、私立大学がそれぞれ 2 割強なのに対し、研究開発法人等の研究機関では 63.2%、また原則や方針、規則、申し合わせ等を現状持ち合わせいないので「検討中である」と回答した機関が、国公立、私立大学では 20% 強あるのに対して、研究開発法人等では「検討中である」と回答したのは 0 で、大学と研究開発法人等とでは組織体質に違いがあることを示している。

それは、アンケートの別の質問で、「声明」が「大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」と提言していることを受けて、これを契機に新たに審査制度を設けるかどうかを検討中しているかどうかについて、国公立・私立大学の3-4割が検討していると回答したのに対して、研究法人等

では5%でしかなく、同様に有意な差が出ている。

なお、興味ある回答は、防衛省の制度への応募を「認めたことがない」が 75.6%、「ある」が 22.2% で、2 割程度にとどまっている。この数字をどう評価するのか、検討の余地がある。また「安全保障技術研究推進制度」への応募に関して何らかの方針(ガイドライン)や審査手続等を設けているかとの質問に、「方針(ガイドライン)や審査手続等は存在せず、検討もしていない」と回答した機関の 73.2% が、「本研究機関では『安全保障技術研究推進制度』に応募する可能性は殆どないため、方針(ガイドライン)や審査手続等を検討する必要はない」と回答していることだ。この点、方針や審査手続等がない状況からすれば、無防備で応募しかけないともいえようが、だからといって、例えば当該大学の学部・学科の性格(向き)などからして、「安全保障技術研究推進制度」には距離があるのだと言っているとも受け取れよう。

以上,学術会議のアンケート調査に関わってコメントしてきた。なお,日本学術会議は 2018 年 9 月 22 日,学術フォーラム「軍事的安全保障研究をめぐる現状と課題―日本学術会議アンケート結果をふまえて」を開催し,アンケート調査の分析を含めフォローアップを行っている 30 。そこでの興味あるべき指摘は,日本学術会議の 2017 年 3 月の声明発信の前から審査制度を設けていた機関が 13.3% であるが,声明の発信をきっかけに設けた機関が 12.6%,そして検討している機関が 32.6% で,これらを合わせると 59.3% に達していることである。

もちろん,方針や審査手続きが整備されているからといって問題はないといえるものでもない。この軍事研究に対する大学等の態度は次のように整理することもできよう。一つは方針や審査手続き等を保持しているか,もう一つは「安全保障技術研究」すなわち軍事研究への態度をどう考えているのかで区分できる。この場合の組合せは次のような四つのケースがある。

- A 規則・手続き等を保持し、軍事研究を忌避する
- B 規則・手続き等を保持し、軍事研究に迎合する
- C 規則・手続き等を保持しておらず、軍事研究を忌避する可能性を持つ
- D 規則・手続き等を保持しておらず、軍事研究に迎合する可能性を持つ

問題は、AとCは異なるもののBとDのケースがあり、単に規則・手続きあればよいということにはならない。要するに、構成員の意思を構成員が所属する組織制度・体制の中で、どういった方向でどの程度顕在的にルール化できているかであるけれども、考えるべきことは「安全保障」という概念で彩られた推進制度の性格・方向性が持っている問題の本質にどれだけ迫り、ルール化できているかということにあろう。

筆者が調べたところでは、もちろん健全な対応をしている研究機関がそれなりの数がある。 とはいえ、①一応方針・手続き等が定められていても担当理事(公選ではなく任命制)の意向に 一任されている、すなわち専決事項になっているとか、あるいは②恒常的な審査委員会はない が、課題が提示されれば急遽審査委員会を設定しはするものの、基本的な考え方等の規則はな く裁定の仕方を含めその委員会によって判定している, さらには③研究理念・研究活動の規定などあるけれども, 大学の任務は「社会貢献」にあるといったような「大義名分」の名のもとに「社会貢献」にあたるということで認める, あるいは④軍事的な色彩があるとはいっても「国民の安全・安心」にかかわるとすれば, 大学としてはこれに応えないわけにはいかないといった考え方で,「安全保障技術研究推進制度」を含む軍事的色彩をもつ研究資金制度を一概に反対するのはできないのではないかといった議論もある。

どちらにしても考慮すべきことは、それぞれの研究機関の固有の問題・あり方にとどまらない、今日の大学・研究機関をめぐる状況がある。政財界は大学等に補助金制度や委託研究推進制度等の研究資源を充てることで取り込もうとしている。また一方の大学等においては、必ずしもすべての大学等がそのような取り組みを行っているわけではないが、科学技術基本計画法制化後の外部資金を獲得しようとの仕組みが研究組織の内(学内)につくられ、組織的に取り組みが行われている現実がある。つまり研究者が研究目的を設定して研究に取り組む、研究活動そのものの質が評価されるというのではなく、どれだけ外部から研究資金が獲得できたか、そこに研究活動の評価軸を置き、研究機関としてはこれに勝ることはないとする「拝金主義的な傾向」が、この間の競争的資金政策の中で醸成されてもいる。そして、「安全保障技術研究資金制度」は「基礎研究」の領域に属する制度だから「明白な軍事研究」ではないのだとして、とにもかくにも研究資金を確保しようとする姿勢が、研究開発法人や一部の大学に見える311。この点は注視すべき点である。

まとめ

小論で明らかにした点について整理しておく。

第1に、「安全保障技術研究推進制度」は、基礎研究と称しているが、将来の防衛装備品への応用を目指す目的基礎研究で、軍事研究の性格を持つものである。また、そのバックグラウンドとして特筆すべきは、この間の日本の防衛政策が抑止重視から対処重視へ、ついで海外展開をめざす動的防衛力、さらに積極的安全保障体制が説かれ、2015年には集団的自衛権を謳う安保法制が法制化され、そして2014年度以降の防衛計画大綱に「研究開発」の項、「知的基盤の強化」の項が記載されたことにある。

第2に、日本の公的予算の柱となる科学技術基本計画は、科学・技術を経済再興の手段化として、期を重ねるごとに出口志向のイノベーション政策へと転化し、しかも近年では内閣府主導の中央集権的な統括によるものとなった。また、基本計画は第2期の早い段階から「安全保障」概念を政策の要素として取り込み、その重みは次第に大きくなった。なお、科学・技術政策が展開されているとはいえ、日本の学術の指標は国際的に見て相対的に劣位の位置へと

シフトしている。その要因としては、出口志向の政策がとられただけでなく、主要国が大学部 門の政府負担の研究開発費を増やしている中で日本のそれは停滞もしくは漸減している。こう した中で軍事研究に傾斜することは、日本の学術研究をさらに厳しい事態に追い込みかねない であろう。

第3に、米国は冷戦後の国際的緊張の中で国防費を倍増させ、政府の研究開発費の半分を国防総省にゆだね、なおその研究開発の要というべき DARPA は、デュアルユース政策、すなわち民生の軍事へのスピンオン、また国境超えたスピンオンを図っている。確かに今次の「安全保障技術研究推進制度」は、民生用の科学的シーズを軍事に取り込む、いわゆるデュアルユース研究開発モデルを目指す、米国の政策を踏襲するものである。とはいえ、日本の政府関連の科学技術関係予算を各省庁別に見ると、その過半は文部科学省の下にあり、防衛省は数%の前半に過ぎない。なお、イギリスのそれに相当する経費は10%後半で幾分多く、ドイツのそれは5%程度で、両国とも米国の水準とは乖離している。実に米国のファインディング・システムがグローバル・スタンダードではないことを示している。

第4に、現下の大学は、国のため、産業振興のため、安全保障のためという三重の課題が説かれ、これらの「社会的貢献」こそが任務だとされ、大学が本来果たすべき本来の任務、すなわち学術研究と学生教育という二つの課題の遂行が厳しい状況を迎えている。こうした状況の中での「安全保障技術研究推進制度」への大学の対応について、マスコミ等の調査ならびに日本学術会議のアンケート調査を踏まえて、現状の傾向を数値で示した。公的研究機関ならび企業は応募・採択とも増えているが、大学について言えば、積極的に応募する状況にはないことが見受けられた。とはいえ、「安全保障技術研究資金制度」は「基礎研究」だから、あるいは「明白な軍事研究」ではないとして、これにあやかろうという姿勢が、公的研究機関や一部の大学に見える。今後の動向を注視していくことが欠かせない。

謝辞

本稿はこの間の以下のフォーラム、学習講演会などの講師、報告者等にて、折に触れてこの研究課題について検討・考察する機会を得たことによる。ここに感謝の意を示す。

- *立命館大学・不戦のつどい 2016「大学と軍事研究」(2016.12.7)
- *日本学術会議・公開シンポジウム「科学者・技術者と軍事研究―科学・技術と研究者倫理にかかわる諸問題の科学史的検討―」(2016.12.11)
- *日本学術会議・学術フォーラム「安全保障と学術の関係:日本学術会議の立場」(2017.2.4)
- *日本科学史学会第64回年会シンポジウム「軍事研究と学術体制」(2017.6.3)
- *日本科学史学会東海支部例会「『安全保障研究』と大学の姿勢―科学・技術政策の展開から考える―」(2017.7.8)

- *立命館大学研究部主催:研究倫理と研究のあり方に関する学習・懇談会「私たちの姿勢がと われている―『軍事的安全保障研究』の拡大-」(2017.7.24)
- *科学教育研究協議会東京支部・講演会「自然科学は平和のためにこそ『軍事に利用される科学教育』」(2018.1.28)

<注>

- 1) 文部科学省:科学技術・学術政策研究所「日本の科学研究力の現状と課題 ver.4」2016年。この報告書によれば、日本の科学研究力の水準は、論文数が伸び悩み、被引用数の多い論文 (Top10%, Top1% 補正論文数) で伸び率は相対的に低い。なお具体的に言えば、論文数では2001-03年の平均値に比して2011-13年の平均値は中国、ドイツ、イギリスに追い越されて2位から5位に、Top10% 補正論文数のそれは中国、フランス、カナダ、イタリアに追い越されて4位から8位に、Top1% 補正論文数のそれは中国、カナダ、オランダ、スペイン、スイスに追い越されて5位から12位になったという。
- 2) 防衛装備庁「装備品の研究開発の方向性」; http://www.mod.go.jp/atla/soubiseisakukenkyu.html (2017年7月24日閲覧) によれば、「一歩先んじた技術力の保持、『技術的優位』の確保のため、将来の研究開発の指向性を示す技術戦略のあり方について検討を進めます」とある。

また、「平成 29 年度公募要領本冊」;http://www.mod.go.jp/atla/funding/h29koubo_honsatsu.pdf (2017 年 7 月 24 日閲覧) の「1. 安全保障技術研究推進制度の概要 1-1. 制度の趣旨」において、「我 が国の高い技術力は、防衛力の基盤であり、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、安全保障に関する技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって、国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠です。とりわけ、近年の技術革新の急速な発展は、防衛技術と民生技術のボーダーレス化をもたらしており、防衛技術にも応用可能な先進的な民生技術、いわゆるデュアル・ユース技術を積極的に活用することが重要となっています。

安全保障技術研究推進制度は、こうした状況を踏まえ、防衛技術での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募するものです。」と書き込まれている。

- 3) 日本学術会議 安全保障と学術に関する検討委員会 (第23期・第6回), 平成28年11月18日 http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/anzenhosyo/pdf23/anzenhosyo-youshi2306.pdf (2017年7月24日閲覧)。
- 4)「安全保障技術研究推進制度の運営について」28.12.22; http://www.mod.go.jp/atla/pinup/pinup 281222.pdf (2017年7月24日閲覧)。
- 5) http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2017/honbun2017.pdf (2018年12月5日閲覧)。
- 6)「当時急速に撤退しつつあった米地上軍の縮小に伴い, 我が国の陸上防衛力を整備するとともに, 海上及び航空防衛力についても, ともかく一応の体制をつくりあげること, すなわち, 骨幹防衛力を整備する」; http://www.asagumo-news.com/hbdl/bouei/1-4jibou/1ji-bou.pdf (2017年7月24日閲覧)。
- 7)「防衛力は、前記一においてわが国が保有すべき防衛力について示した機能及び態勢を有するものであり、かつ、情勢に重要な変化が生じ、新たな防衛力の態勢が必要とされるに至ったときには、円滑にこれに移行し得るよう配意された基盤的なものとする」; http://www.asagumo-news.com/hbdl/bouei/52taikou/52taikou-honbun.pdf (2017年7月24日閲覧)。
- 8)「今後の防衛力については、防衛力の存在自体による抑止効果を重視した、従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、各種事態に対し、より実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のための活動を能動的に行い得る動的なものとしていくことが必要である。このため、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備

- え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた」; http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2011/taikou.html(2017年7月24日閲覧)。
- 9) 外務省「日米首脳会談(概要)平成 25 年 2 月 22 日」; http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe2/vti 1302/us.html (2017 年 7 月 24 日閲覧)。
- 10)「今後の防衛力については、安全保障環境の変化を踏まえ、特に重視すべき機能・能力についての全体最適を図るとともに、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的なものとしていくことが必要である。このため、幅広い後方支援基盤の確立に配意しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靭性及び連接性も重視した統合機動防衛力」、『平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について』; https://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/ndpg-j.pdf (2017年7月24日閲覧)。
- 11) これに先立って, 「日米防衛協力のための指針 (ガイドライン)」が 2015 年 4 月 27 日; http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000078187.pdf (2017 年 7 月 24 日閲覧) が見直され, その「WI. 日米共同の取組 A. 防衛装備・技術協力」の項で、次のように書き込まれた。

「日米両政府は、相互運用性を強化し、効率的な取得及び整備を推進するため、次の取組を行う。

- ・装備品の共同研究, 開発, 生産, 試験評価並びに共通装備品の構成品及び役務の相互提供において協力する。
- ・相互の効率性及び即応性のため、共通装備品の修理及び整備の基盤を強化する。
- ・ 効率的な取得,相互運用性及び防衛装備・技術協力を強化するため,互恵的な防衛調達を促進する。
- ・防衛装備・技術に関するパートナーとの協力の機会を探求する。」
- 12) 先ごろの報道によれば、米空軍宇宙コマンド主催の多国間机上演習「シュリーバー・ウォーゲーム」に、日本を含む7か国がこの演習に参加したというのも、前述の「集団的自衛権」の具体的事例の現れといえよう;「米衛星への攻撃想定——日本初参加 機密演習 宇宙が戦場」,『朝日新聞』,2018年11月25日朝刊。
- 13)「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について」http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217 anzenhoshou/ndpg-j.pdf(2017年7月24日閲覧)。
- 14) http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2015/honbun2015.pdf (2017年7月24日閲覧)。
- 15) http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2016/honbun2016.pdf (2017年7月24日閲覧)。
- 16) http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/080_honbun.html(2017年7月24日閲覧)。
- 17) http://www8.cao.go.jp/cstp/cst/kihonhou/houbun.html (2018年12月5日閲覧)。
- 18) http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/02419560331049.htm(2018 年 12 月 5 日閲覧)。
- 19)「内閣府設置法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 31 号)(概要)」; http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/settihou/1hou_gaiyo140519.pdf(2017 年 7 月 24 日閲覧)。
 - 総合科学技術会議の司令塔機能の強化に資するため、内閣府に以下の事務を追加し、科学技術イノベーション施策の推進機能を抜本的に強化。(4条3項関係)
 - ① 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関する事務
 - ② 科学技術基本計画の策定及び推進に関する事務(文部科学省から移管)
 - ③ 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事務(文部科学省から移管)なお、内閣府設置法(2014年4月23日改正)にある総合科学技術・イノベーション会議関連は、以下のとおりである。

「第三目 総合科学技術・イノベーション会議

(所掌事務等)

第二十六条 総合科学技術・イノベーション会議(以下この目において「会議」という。)は、次に 掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。
- 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算,人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。
- 三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。
- 四 内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図る ための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議すること。
- 五 第一号に規定する基本的な政策並びに第二号及び前号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該 号に規定する大臣に意見を述べること。」
- 20) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf (2018年12月5日閲覧)。
- 21) http://www.keidanren.or.jp/policy/2014/014.html (2017年7月24日閲覧)。
- 22) 野村康秀「科学技術政策の展開と防衛技術戦略」『経済』No.248, 46-55, 2017 年 3 月。
- 23) 財務省「科学技術予算に係る分野別予算の実態調査」; http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution audit/fy2013/sy2507/17.pdf (2017年7月24日閲覧)。
- 24) 「表 1-3-12 主要国における大学部門の研究開発費の推移」『科学技術指標 2018 統計集』; http://www.nistep.go.jp/wp/wp-content/uploads/NISTEP-RM274-statisticsJ.pdf。
- 25) 米国 DARPA(国防高等研究計画局)の概要(ver.2), JST/CRDS 海外動向ユニット 北場 林; https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2014/FU/US20140901.pdf。
- 26) 公益財団法人偕行社「国防に関する各国基礎データ」, http://www.kaikosha.or.jp/doc/anpoken-data.pdf (2017年7月24日閲覧)。
- 27) 主要国の軍事費の推移 (ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) 「Trends in World military expenditure 2016」, http://www.garbagenews.net/archives/2258869.html (2018年12月5日閲覧)。
- 28)「学術会議 軍事研究否定, 見直し検討 年内に見解」; https://www.mainichi.jp/articles/20160521/k00/00m/040/126000c (2017年7月24日閲覧)。
- 29)「日本学術会議 総会で軍事研究反対の声明を報告 研究者から浮世離れした意見も続出」; http://www.sankei.com/politics/news/170414/plt1704140039-n1.html (2017年7月24日閲覧)。
- 30) フォーラム関連の資料は次の URL(http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/gunjianzen/index.html; 2018年12月5日閲覧)ページの最下段に、以下の配布資料のタイトルが記載され、ダウンロードすることができる。「軍事的安全保障研究をめぐる現状と課題・アンケートの分析結果から(佐藤岩夫)」、「日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」についてのアンケート結果報告」をはじめとして、当日フォーラムで報告された配布資料:「軍事的安全保障研究への対応に関する琉球大学の取り組み(琉球大学一西田睦)」、「軍民両用技術(デュアルユース)に関する研究への本学の対応について(関西大学一吉田宗弘)」、「「安全保障と学術」日本天文学会の取り組み(日本天文学会一柴田一成・土居守)」が掲載されている。
- 31) なお、この小論との関連で議論の俎上にあげておくべき話題は、周知の日本物理学会の決議三の取り扱いである。この決議をめぐっての議論はデュアルユース性をどう考えるかという点で、大変興味深い論点を摘出することができる。しかしながら、決議三は1960年代を起点とする米軍資金にかかるもので、紙幅の関係もあり割愛した。以下の記事を参照されたい。;日本物理学会行動規範の一つ「決議3の具体的取り扱い」2007年7月10日制定;伊達宗行(第50期日本物理学会会長〉「決議三の取扱い変更について」、『日本物理学会誌』VoL.50、No.9、696、1995年。

"Military Security" Studies and Attitude of Universities

Tomohiro Hyodo *

Abstract

I consider the following points.

At first I clarify it about character and the background of the competitive fund "Security Technology Promotion System" of Acquisition, Technology & Logistics Agency.

Then, how did the Japanese science & technology policy unfold until now? In addition, how has the security concept been brought into the Japanese science & technology policy? Besides, what kind of situation is the scientific studies in Japan driven into by promotion of such policy? I analyze it about these points.

By the way, this promotion system is a dual use policy to use every consumer technique for military affairs. Therefore, the research and development model of such a dual use contradicts the past research and development model. From such point of view, I compare the actual situation in Japan with the European and American developed countries.

Finally I show the application situation, the adoption situation about this promotion system. With that in mind, I consider how the universities cope.

Keywords:

Security Technology Research, University, Science Council of Japan, Research and Development model, Science & Technology Policy, Acquisition Technology & Logistics Agency, Defense Policy

^{*} Honorary Professor, College of Business Administration, Ritsumeikan University